五　当該金融商品取引業者等変更届出書の提出により当該非課税管理勘定を廃止し、又は設けないこととした旨及びその提出年月日
六　当該金融商品取引業者等変更届出書の提出を受けた日以前に当該廃止した非課税管理勘定に上場株式等の受入れをしていない旨
七　その他参考となるべき事項

20　法第三十七条の十四第十七項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　非課税口座廃止届出書を提出する者の氏名、生年月日及び住所
二　当該非課税口座廃止届出書の提出先の金融商品取引業者等の営業所の名称及び所在地
三　非課税口座を廃止する旨並びに法第九条の八及び第三十七条の十四第一項から第四項までの規定の適用を受けることをやめようとする当該非課税口座の記号又は番号
四　当該非課税口座に現に設けられている非課税管理勘定の年分及び当該非課税管理勘定に係る勘定設定期間の区分
五　その他参考となるべき事項

21　法第三十七条の十四第十九項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　非課税口座廃止届出書を提出した者（以下この項において「提出者」という。）の氏名及び生年月日
二　当該提出者からその非課税口座廃止届出書の提出の日以前の直近に提出を受けた非課税適用確認書、非課税管理勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書に記載された基準日及び当該基準日における国内の住所並びに整理番号
三　当該非課税口座廃止届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の名称
四　当該非課税口座廃止届出書の提出により当該非課税口座を廃止した旨及びその提出年月日
五　当該提出者に対する非課税口座廃止通知書の交付の有無
六　当該提出者に非課税口座廃止通知書を交付する場合には、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定への上場株式等の受入れの有無及び当該非課税口座廃止通知書に記載すべき第六項第三号イ又はロに掲げる期間の区分に応じそれぞれ同号イ又はロに定める勘定設定期間の区分
七　その他参考となるべき事項

22　法第三十七条の十四第二十一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　廃止通知書（法第三十七条の十四第二十一項に規定する廃止通知書をいう。以下この項において同じ。）を提出した者の氏名及び生年月日
二　当該廃止通知書に記載された基準日及び当該基準日における国内の住所並びに整理番号
三　当該廃止通知書に記載された氏名が変更されている場合には、その旨及び当該廃止通知書に記載された氏名
四　当該廃止通知書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の名称及びその提出年月日
五　当該廃止通知書の提出を受けた旨並びに当該廃止通知書の次に掲げる場合の区分のうちいずれに該当するかの別及び当該場合の区分に応じそれぞれ次に定める事項
イ　第五項第三号イに定める事項の記載がある非課税管理勘定廃止通知書の提出があつた場合　当該非課税管理勘定廃止通知書に記載された同号イに規定する廃止をした年月日
ロ　第五項第三号ロに定める事項の記載がある非課税管理勘定廃止通知書の提出があつた場合　当該非課税管理勘定廃止通知書に記載された同号ロに規定する提出年の翌年の一月一日の日付
ハ　非課税口座廃止通知書の提出があつた場合　当該非課税口座廃止通知書に記載された第六項第三号に規定する廃止された年月日
六　当該廃止通知書の提出により最初に設けようとする非課税管理勘定の年分
七　当該廃止通知書が法第三十七条の十四第二十項の規定により提出されたものである場合には、前号の非課税管理勘定が設けられる非課税口座の記号又は番号
八　その他参考となるべき事項

23　法第三十七条の十四第二十二項第一号及び第二号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　法第三十七条の十四第二十二項に規定する提出者の氏名及び生年月日
二　法第三十七条の十四第二十一項の金融商品取引業者等の営業所の長から提供を受けた同項に規定する提出事項（次号において「提出事項」という。）のうち、当該提出者に係る前項第二号の整理番号及び同項第六号に規定する非課税管理勘定の年分
三　当該金融商品取引業者等の営業所の長が、法第三十七条の十四第二十一項の所轄税務署長に対して当該提出事項の提供をする際に、当該提出事項が記載された廃止通知書を識別するための記号又は番号を提供している場合には、当該記号又は番号
四　その他参考となるべき事項

24　施行令第二十五条の十三第二十一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　施行令第二十五条の十三第二十一項の申請書を提出する者の名称及び所在地
二　法第三十七条の十四第二十三項の承認を受けようとする旨
三　法第三十七条の十四第二十三項に規定する提供事項を提供しようとする税務署長及び当該税務署長に提供しようとする理由
四　法第三十七条の十四第九項各号に掲げる方法のうちいずれの方法によるかの別
五　その他参考となるべき事項

25　法第三十七条の十四第二十三項に規定する財務省令で定める税務署長は、施行令第二十五条の十三第二十一項の所轄税務署長への申請に基づく同条第二十二項又は第二十三項の規定による承認に係る前項第三号の税務署長とする。

第十八条の十五の三第十四項を同条第十六項とし、同条第八項から第十三項までを二項ずつ繰り下げ、同条第七項中「及び生年月日」を削り、同項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5　法第三十七条の十四第五項第四号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　当該非課税管理勘定廃止通知書（法第三十七条の十四第五項第四号に規定する非課税管理勘定廃止通知書をいう。以下この条から第十八条の十五の八及び第十八条の十五の九において同じ。）に係る金融商品取引業者等変更届出書（法第三十七条の十四第十四項に規定する金融商品取引業者等変更届出書をいう。以下この条、第十八条の十五の八及び第十八条の十五の九において同じ。）を提出した者（以下この項において「提出者」という。）の氏名及び生年月日
二　当該提出者からその提出の日以前の直近に提出を受けた非課税適用確認書、非課税管理勘定廃止通知書又は法第三十七条の十四第五項第五号に規定する非課税口座廃止通知書（非課税口座開設届出書に添付して提出されたこれらの書類を含む。以下この条から第十八条の十五の五まで及び第十八条の十五の九において同じ。）に記載された基準日及び当該基準日における国内の住所並びに整理番号
三　当該金融商品取引業者等変更届出書が提出された日の属する次に掲げる期間の区分に応じそれぞれ次に定める事項
イ　一月一日から九月三十日までの間　当該提出の日の属する年分の非課税管理勘定の廃止をした旨及び当該廃止をした年月日並びに同日の属する年の翌年分以後の各年（同日の属する勘定設定期間内の各年に限る。）において非課税管理勘定を設けない旨
ロ　十月一日から十二月三十一日までの間　当該提出の日の属する年（ロにおいて「提出年」という。）の翌年分以後の各年（当該提出年の翌年一月一日の属する勘定設定期間内の各年に限る。）において非課税管理勘定を設けない旨及び当該提出された年月日